

(資料)

## 国連消費者保護ガイドライン改定についての提言

国連貿易開発会議 (UNCTAD) は、技術の進歩、商慣行の変化および新たな消費者問題の発生に即して最新の状態に更新することを目的に、国連消費者保護ガイドライン (UNGCP) の改定に着手しました。

国際消費者機構 (CI) は、世界 115 カ国 240 団体超の消費者団体の国際的な連合組織であり、国連貿易開発会議からガイドライン改定にあたって指名ステークホルダーに認定されています。以下は、CI の提言の素案です。

1985 年以来、消費者保護に関する基準点として役立ってきた現在のガイドラインは、今なお価値があり、CI としては、まったく新しいガイドラインを作るのではなく、既存のガイドラインの修正を提案します。

1. 3月15日を国際消費者保護の日に認定すること すべての消費者団体と何か国かの政府は、消費者のための国際的な行動の日として、3月15日をすでに毎年祝っています。国連が公式に認定すれば、3月15日は消費者保護の重要性を毎年確認する日となり、消費者保護への国際的な支持の合図になります。また、消費者保護のための常設委員会を国連に設けることも検討すべきです。
2. より強力な規定と表現 より強い表現を用い、「必要に応じて」といったフレーズを削除すれば、ガイドライン全体の効力が増すでしょう。既存の国連宣言（例えば、サイバー空間への普遍的アクセスに関する宣言や「水の人権」宣言など）への言及も盛り込むべきです。
3. 消費者と生産者の定義 社会的弱者も、公式経済の域外で商品やサービスを購入する人も、すべての人々が消費者とみなされるべきです。ガイドラインを今日的な状況に即したものとし、知られる権利、安全である権利、公正な契約条件といった消費者の基本的な権利が常に認識されるためには、オンライン利用者も消費者とみなし、技術的中立性の原則を忠実に守るべきです。生産者サイドでは、国有企業も消費者に対して責任を持つことは明らかです。
4. 必需品や基本的なサービスへのアクセス 時に「国連消費者の権利」と言われる「消費者の正当なニーズ」に、「必需品や基本的なサービス」を加えるべきです。多くの国はすでに、必需品や基本的なサービスを人々に保証する法規定なり憲法条項を持っています。インターネットへのアクセスも、教育・啓発手段として必要です。「必需品や基本的なサービス」には、食品、水、エネルギー、シェルターのほか、各国の裁量で他の要素を加える余地を残すことが必要です。
5. 消費者団体 消費者団体の、政策立案を含む調整機能、団体訴訟を含む救済・紛争解決機能、商品やサービスのテスト機能を、消費者団体の役割としてガイドラインに加える必要があります。政府の財政支援を含む、消費者団体の育成支援も考えられます。すでにガイドラインに言及されている監視機能、教育機能、自主基準の開発機能については、強化が望まれます。
6. 競争 市場のあり方や悪しき商慣行は、公正な競争に影響を及ぼしかねないという認識が必要です。さらに、市場の独占は、政府および政府間の介入によって悪化する可能性があります。
7. 電子商取引とデジタル製品 ガイドラインの前回改定以降に浮上した、技術的中立性・プライバシー・追加的セーフガードの必要性に関する原則の創設・強化について、新たな項目を設ける必要があります。デジタル・コンテンツ製品は、他の形態で販売される製品と同じ条件で提供される必要があります。

8. 社会的責任 法の遵守については議論の余地がありませんが、社会的責任を促進するための企業の義務についても明記が必要です。ISO26000 など最近の文書に言及すれば、ガイドラインの指導力を高めることになるでしょう。
9. 持続可能性 持続的消費に関する現在のガイドラインは支持しますが、気候変動にも言及することで、いっそう改善することができます。必需品や基本的なサービスを手に入れない人々がいることが、環境を劣化させ、持続可能性を損ないかねないことも認識する必要があります。消費促進のための補助金を打ち切られることで、購買力を下げた消費者が直面する問題についても、認識する必要があります。
10. 責任ある取引とマーケティング 消費者への悪影響を減少させるため、公正な商取引とマーケティングのための高い基準を課す必要があります。ガイドラインは、特に子ども向けの食品・飲料の販売や、健康増進機能を謳った商品の規制の必要性に言及すべきです。アルコールやタバコの広告を規制する政策や法への支持も必要です。

#### 特定部門

金融サービス ガイドラインの特定部門の項に、金融サービスを追加する必要があります。情報、(比較可能性を含む) 契約の公正さ、救済など、既存の分野横断的な規定の多くは、金融サービスにも適用することができます。しかし、金融サービスへのアクセス、競争、金融システムの安定性に関する規定は、新たに追加する必要があります。

水 このセクションでは、衛生についての追記や、国連「水の人権」決議やミレニアム開発目標などの国際的取り組みの反映が必要です。CIの基本的な考え方はユニバーサル・サービスであり、そのための補助金の再配向をガイドラインは想定する必要があります。

エネルギー 気候変動との関連だけでなく、水問題に類似した「サービス問題」(特に補助金)とも明らかにつながりがあります。

食糧 とりわけ貧しい食糧輸入国において、持続可能な食糧生産を促進するという国連の目標を共有し、企業および政府間での農業食品分野の構造的な問題に注意を払うよう提言します。近年、世界は生産量を超える食糧を消費しており、結果として食糧在庫は減少し、多くの消費者が食糧価格の高騰と乱高下に直面するリスクに晒されています。生産から消費に至るすべての過程で、食品の廃棄を減らす努力が必要です。

医薬品 手頃な料金でもっと医療を受けられるようにする手段として、ジェネリック医薬品競争の促進が盛り込まれるべきです。また、ドーハ・ラウンド交渉で想定された公衆衛生の緊急事態により適切に対応できるようにするため、知的財産保護の柔軟な運用についても追加する必要があります。